

第1182号

令和5年05月10日

秋田市山王一丁目1番1号 発行所 秋田市総務部文書法制課 電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める 規則

国保年金課 (第21号)

5

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

文書法制課 (第2号)

6

告示

指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策 課	(第119号)	8
秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について	人口減少・移住定住対策 課	(第120号)	10
令和5年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	資産税課	(第121号)	11
指定納付受託者の指定について	観光振興課	(第122号)	12
指定納付受託者の指定について	市民課	(第123号)	13
指定納付受託者の指定について	新屋ガラス工房	(第124号)	14
一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境総務課	(第125号)	15
空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について	環境総務課	(第126号)	16
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課	(第127号)	17
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課	(第128号)	21
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課	(第129号)	22

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて	防災安全対策課	(第130号)	23
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について	防災安全対策課	(第131号)	24
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課	(第132号)	25
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防 サービス事業者の指定について	介護保険課	(第133号)	26
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転 車等の撤去および保管について	交通政策課	(第134号)	27
令和4年度第8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課	(第135号)	29
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第136号)	30
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービ ス事業者の廃止について	介護保険課	(第137号)	31
図録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館	(第138号)	32
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第139号)	33
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室	(第140号)	34
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課	(第141号)	35
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第142号)	36
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課	(第143号)	37
国民健康保険税納税通知書 (課税年度令和4年 賦課年度令和2年 賦課年度令和3年 賦課年度令和4年) の公示送達について	国保年金課	(第144号)	38
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課	(第145号)	39
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課	(第146号)	40
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第147号)	41
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第148号)	42
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第149号)	43
特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について	市民相談センター	(第150号)	44
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止およ び廃止について	保護第一課	(第151号)	45
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課	(第152号)	46
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変 更について	保護第一課	(第153号)	47
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第154号)	48

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課	(第155号)	49
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課	(第156号)	50

教委告示

教育委員会定例会の招集について

教育委員会総務課 (第8号)

51

選管告示

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設 置場所について	選举管理委員会事務局	(第15号)	52
選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局	(第16号)	53
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙公報の 掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局	(第17号)	54
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局	(第18号)	55
任期満了による秋田市議会議員一般選挙について	選挙管理委員会事務局	(第19号)	56
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支 出金額の制限額について	選挙管理委員会事務局	(第20号)	57
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所につい て	選挙管理委員会事務局	(第21号)	58
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く 時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局	(第22号)	59
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局	(第23号)	60
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所について	選挙管理委員会事務局	(第24号)	61
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻 について	選挙管理委員会事務局	(第25号)	62
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局	(第26号)	63
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票の場所および日 時について	選挙管理委員会事務局	(第27号)	64
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務について	選挙管理委員会事務局	(第28号)	65
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を併せて行 う選挙会の場所および日時について	選举管理委員会事務局	(第29号)	66
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について	選挙管理委員会事務局	(第30号)	67

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者の変更選 任について	選挙管理委員会事務局 (第31号)	68
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙の当選者の住所および氏名に ついて	選挙管理委員会事務局(第32号)	69
選挙長告示		
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う 場所について	選举管理委員会事務局 (第1号)	71
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人 となるべき者のくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局 (第2号)	72
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の届出につい て	選挙管理委員会事務局 (第3号)	73
農委告示		
農地等の権利移動の制限について	農業委員会事務局 (第4号)	74
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局 (第5号)	75
公告		
予防接種法に基づき実施する令和5年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について	健康管理課	76
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	92
建築基準法による道路の指定について	都市計画課	93
選管公告		

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を 定める規則をここに公布する。

令和5年4月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める 日を定める規則

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年秋田市条例第28号)附則の規則で定める日は、令和5年5月7日(同日以前に秋田市国民健康保険条例(昭和34年秋田市条例第13号)附則第4項に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合であって、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日が同月8日以後となるときは、当該初日)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月17日

秋田市公平委員会 委員長 佐々木 俊 幸

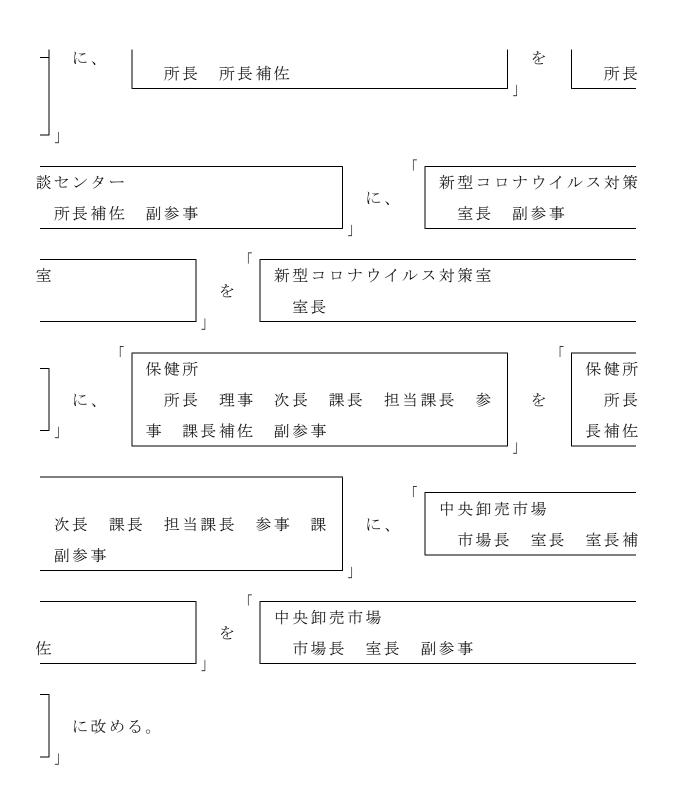
秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年秋田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「課長補佐 副参事」を「課長補佐」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「部長 本部長」を「部長 新エネルギー産業推進担当部長 本部長」に改め、同表市長の補助機関の項所属

Г								Г	•
後間の活力	秋田市	民交	流	プラザ管理	里室	Ē]	秋田
機関の項中	プラ	ザ管	理:	室長				を	プ
						г		']	
						1	赤れんが	郷土館	Ī
市民交流プラ	ザ管理室					17	事務長	:	
ラザ管理室長	副参事					に、	民俗芸能	伝承館	Ī
					_]		事務長	:	
			Г						
			ı	赤れんか	ぶ組	1 土館			
		+ .		事務县	Ē	副参事			
		を		民俗芸育	岂亿	示承館			
				事務县	Ē	副参事			
] ,								г	
-	市民相談	セン	タ・	_					市民相



附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第119号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則 (平成9年秋田市規則第37号) 第43条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 指定納付受託者に納付させる歳入
 - 秋田市ふるさと応援寄附金(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)
- 2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社トラス	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12	令和5年4月1日
トバンク	号	
株式会社DGフ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-	令和5年4月1日
ィナンシャルテ	7 デジタルゲートビル10階	
クノロジー		
SBペイメント	東京都港区海岸1丁目7番1号	令和5年4月1日
サービス株式会	東京ポートシティ竹芝オフィ	
社	スタワー	
PayPay株	東京都千代田区紀尾井町1-3	令和5年4月1日
式会社		
楽天グループ株	東京都世田谷区玉川一丁目14番	令和5年4月1日
式会社	1号 楽天クリムゾンハウス	
株式会社アイモ	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.	令和5年4月1日
バイル	E.S. ビルN棟2階	
株式会社JR東	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-	令和5年4月1日

日本ネットステ	11	アグリスクエア新宿4階	
ーション			

秋田市告示第120号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 収納事務を委託した歳入 秋田市ふるさと応援寄附金
- 2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名称	所在地	委託期間
株式会社トラス	東京都渋谷区渋谷二丁目24	令和5年4月1日から
トバンク	番12号	令和6年3月31日まで
株式会社エスツ	秋田市中通三丁目3番10号	令和5年4月1日から
_	秋田スカイプラザ7F	令和6年3月31日まで
株式会社さとふ	東京都中央区京橋二丁目2	令和5年4月1日から
る	番 1 号	令和6年3月31日まで
楽天グループ株	東京都世田谷区玉川一丁目	令和5年4月1日から
式会社	14番1号 楽天クリムゾン	令和6年3月31日まで
	ハウス	
株式会社アイモ	東京都渋谷区桜丘町22-14	令和5年4月1日から
バイル	N. E. S. ビルN棟2階	令和6年3月31日まで
株式会社JR東	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-	令和5年4月1日から
日本ネットステ	27-11 アグリスクエア新	令和6年3月31日まで
ーション	宿 4 階	

秋田市告示第121号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定に基づき、地方 税法(昭和25年法律第226号)第410条第1項の規定によって決定した令和 5年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同 条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

秋田市告示第122号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号
 - (2) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
 - (3) 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル
 - (4) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入 秋田城跡歴史資料館ほか5施設の観覧料および図録頒布収入
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和5年4月1日

秋田市告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号
 - (2) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
 - (3) 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル
 - (4) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入 別紙(省略)のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和5年4月1日

秋田市告示第124号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
 - (3) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入 ガラス作品等売払収入および作品売払分配金
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和5年4月1日

秋田市告示第125号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 受託人の住所および氏名秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1公益財団法人秋田市総合振興公社理事長 根 田 隆 夫
- 2 委託の期間令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第126号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 受託人の住所および氏名秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1公益財団法人秋田市総合振興公社理事長 根 田 隆 夫
- 2 委託の期間令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第127号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和5年4月1日

課所室名	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個 人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事 務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入および財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。 入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納 に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滯納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本交付手数料の収納に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納 に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関 する事務
千秋美術館	美術館観覧料および図録頒布収入の収納に関する事務。 釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料 の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の 収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。 斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。 釣銭の出納保管に関する事務
市民課	市民課所管に係る証明手数料、前納に係る斎場使用料および郵便請求による 金券の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務

課所室名	委任事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入 金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭 の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および 領収書の保管に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務使用料の収納に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験 料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関 する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳 入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事 務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
岩見三內連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納 に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳 入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事 務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および 諸収入の収納に関する事務。いきいき長寿業務に係る報償費に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の 収納および釣銭の出納保管ならびにいきいき長寿祝い事業報償費に関する事 務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。 釣銭の出納保管に 関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に 関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納 に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金、老人保護費負担金および報償費に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
保健予防課	入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
健康管理課	入札保証金および契約保証金の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。 釣銭の出納保管に関する事務。秋田市保健所取扱手数料の徴収事務。入札保 証金の収納に関する事務

課所室名	委任事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。 保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育 料および電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料および これらに附帯する収入金の収納に関する事務ならびに入札保証金および契約 保証金に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および 園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務。 入札保証金および契約保証金に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	直売イベントにおける生産物の売払い収納および出納保管に関する事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金(千秋公園さくらファンド)の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料(住宅整備課を除く。)および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入および屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納ならびに開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券および名目不明金の出納保管に関する事務
教育委員会総務課	公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費、入札保証金、就学援助費等返納金および学校保健安全事業に係る返納金の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務なら びに釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用料の収納に関する事務。館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料および館内において拾得した金銭に係る返還金の 収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用 代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納なら びに公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に 関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務

秋田市告示第128号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 名称 豊岩中学校体育館

所在地 秋田市豊岩豊巻字内縄尻90番地2

対象 地震

収容人数 218人

2 名称 下浜中学校体育館

所在地 秋田市下浜羽川字水垂92番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 235人

3 名称 下浜小・中学校グラウンド

所在地 秋田市下浜羽川字水垂92番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、津波

収容人数 津波5,180人、津波以外2,590人

秋田市告示第129号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月4日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 名称 旧豊岩中学校体育館

所在地 秋田市豊岩豊巻字内縄尻90番地2

対象 地震

収容人数 218人

2 名称 旧下浜中学校体育館

所在地 秋田市下浜羽川字水垂92番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 235人

3 名称 下浜小学校グラウンド

所在地 秋田市下浜羽川字水垂92番地

対象洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、津波

収容人数 津波5,180人、津波以外2,590人

秋田市告示第130号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和5年4月4日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

1 名称 豊岩中学校体育館

所在地 秋田市豊岩豊巻字内縄尻90番地2

収容人数 218人

2 名称 下浜中学校体育館

所在地 秋田市下浜羽川字水垂92番地

収容人数 235人

秋田市告示第131号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

1 名称 旧豊岩中学校体育館

所在地 秋田市豊岩豊巻字内縄尻90番地2

収容人数 218人

2 名称 旧下浜中学校体育館

所在地 秋田市下浜羽川字水垂92番地

収容人数 235人

秋田市告示第132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年4月5日

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社サンウェイ	元氣ジム秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年3月31日	通所介護
社会福祉法人秋田中央福祉会	デイサービス金寿園	秋田市下新城笠岡字川向28番地	令和5年3月31日	地域密着型通所介護
社会福祉法人晃和会	デイサービ ス本道の街 ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	令和5年3月31日	認知症対応型 通所介護、介護予防認知症対応 が認知症対応 が認知症が が、でである。

秋田市告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和5年4月5日

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 N E ユナイテ ッド	サステンシるみ	秋田市土崎港 南三丁目10番 19号 アーバ ンハイツ港南 E105号室	令和5年4月1日	訪問介護
合同会社フレンヅ	フレンヅあきた	秋田市広面字谷地田46番地1 フォレスト2005 101号	令和5年4月1日	福生,防貸福売護用具貨予具定販介組、予具定販介組、所以所
株式会社サンウェイ	元 氣 ジム 秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年4月1日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第134号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規 制区域 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日 令和5年3月6日から同月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 令和5年4月6日から同年10月6日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を 提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者 であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6 条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第135号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月7日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和4年度第8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月7日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 上通町町内会
- 2 認可年月日平成8年3月5日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 山 下 榮 一 秋田市保戸野通町2番29号 変更後 金 子 敬 司 秋田市保戸野通町2番6号
- 4 変更年月日令和3年6月26日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第137号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項および 第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅 介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出 があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示す る。

令和5年4月10日

事業者の	事業所の	事業所の所在地	廃止の	サービスの
名 称	名 称		年月日	種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケア センター御 所野	秋田市御所野元町三丁目3番3号	令和 5 年 3月31日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人 秋田市社会福 祉協議会	秋田市社協 居宅介護支 援せせらぎ 事業所	秋田市河辺三内字外川原34番地2	令和 5 年 3月31日	居宅介護支援
株式会社虹の街	株式会社虹 の街秋田営 業所	秋田市牛島西一丁目3番8号	令和 5 年 3月31日	居宅介護支援
社会福祉法人はまなす会	ケアサポー トぬくもり 山王	秋田市川尻町字 大川反 233番地 59	令和 5 年 3月31日	居宅介護支援

秋田市告示第138号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、図録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住	所		氏		名	ı
東京都渋谷区笹塚1	-62 - 3	梯	よ式会社オー	-クコ-	ーポレー	ーション
		代	(表取締役	奥	福	雄

2 委託期間

令和5年4月11日から同年6月11日まで

秋田市告示第139号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月12日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 山根町内会
- 2 認可年月日平成22年2月15日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 長谷部 功 秋田市河辺諸井字後野中島174番地2 変更後 曽 我 一 義 秋田市河辺諸井字山根137番地17
- 4 変更年月日令和5年1月8日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第140号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月13日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり

秋田市告示第141号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による 身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体 障害者福祉法施行細則(平成7年秋田市規則第34号)第5条の規定により 告示する。

令和5年4月13日

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞 退 年 月 日および辞退理由
池 上 いちこ	秋田赤十字病院	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	令和5年4月1日 県外勤務のため

秋田市告示第142号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月13日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 上和田町内会
- 2 認可年月日平成20年5月8日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 鈴 木 勉 秋田市河辺和田字下夕川原3番地3 変更後 今 野 政 春 秋田市河辺和田字和田136番地1
- 4 変更年月日令和5年3月19日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第143号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が 請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達すべき書類の名称

令和 4 年度市民税·県民税納税·納税変更通知書兼特別徴収税額決定·変更通知書

秋田市告示第144号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和4年 賦課年度令和2年) 国民健康保険税納税通知書(課税年度令和4年 賦課年度令和3年) 国民健康保険税納税通知書(課税年度令和4年 賦課年度令和4年)

秋田市告示第145号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を 受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月18日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所小 松 良 直秋田市下北手柳館字前田面134番地 秋田ワークセンター
- 2 送達する書類令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第146号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による 身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身 体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定によ り告示する。

令和5年4月20日

医師氏名			医療機関名	診療科名	担当する障害分野	
関	根	悠	哉	秋田大学医学部	泌尿器科	じん臓機能障害
				附属病院		ぼうこう又は直腸機能障
						害

秋田市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 伊 藤 幸 司 秋田市広面字谷地沖11番地1 変更後 吉 田 智 明 秋田市広面字樋ノ下29番地8
- 4 変更年月日令和5年4月2日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第148号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称中野上町内会
- 2 認可年月日平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 中 川 將 秋田市下新城中野字街道端西48番地 変更後 鎌 田 隆 秋田市下新城中野字琵琶沼255番地1
- 4 変更年月日令和5年4月1日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第149号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

- 2 認可年月日平成6年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 堀 井 伸 夫 秋田市雄和椿川字鹿野戸17番地1 変更後 佐 藤 和 也 秋田市雄和椿川字長者屋敷50番地1
- 4 変更年月日令和5年3月26日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第150号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月24日

- 1 受託者の所在地および氏名秋田市川尻若葉町1番5号一般社団法人 秋田県計量協会会長 森 洋
- 2 委託契約期間 令和5年6月1日から同年12月28日まで

秋田市告示第151号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
ゆうきクリニック	秋田市山王六丁目12番8号	令和5年4月1日

2 休止

事業所名称	所 在 地	休止年月日
ものお耳鼻科クリニック	秋田市楢山川口境8番24号	令和5年4月1日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
いずみ歯科クリニック	秋田市泉中央二丁目14番6号 ノーベル泉1F	令和4年12月28日
米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号	令和5年4月1日
ひらの眼科	秋田市広面字樋ノ沖27番地2	令和5年3月31日

秋田市告示第152号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月25日

事業所名	所 在 地	指定年月日	
フレンヅあきた	秋田市広面字谷地田46番地1 フ	令和5年4月1日	
/ V V V Ø & C	ォレスト2005 101号	节和3年4月1日	
サービスステーション	秋田市土崎港南三丁目10番19号	令和5年4月1日	
くるみ	アーバンハイツ港南E105号室	ア和も午4月1日	

秋田市告示第153号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
三浦 孝子 村	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番 地1 2 F	令和5年5月1日

2 変更

氏名	施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
	 	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番	令和5年4月1日
松山 万智			地1 2 F	
松田 刀省		株式会社ウェルケア	秋田市外旭川字神田112	7147111
	材	秋田	番地	

秋田市告示第154号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月27日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 沖村自治会
- 2 認可年月日平成14年5月29日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 堀 井 克 彦 秋田市雄和田草川字沖村129番地 変更後 堀 井 悦 美 秋田市雄和田草川字沖村227番地2
- 4 変更年月日令和5年3月5日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第155号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月27日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 大住町内会
- 2 認可年月日平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 今 野 三 男 秋田市大住三丁目16番23号 変更後 伊 藤 富 雄 秋田市大住四丁目8番10号
- 4 変更年月日令和5年4月12日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年4月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
15	プロケアあきた 訪問看護ステー ション	秋田市川尻町 字大川反170番 地40 2FA	合同会社platinuM RocKeT 代表社員 津 田 蔵 人	令和5年 5月1日

秋田市教委告示第8号

令和5年4月6日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員 会定例会を招集する。

令和5年4月3日

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和5年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件

秋市選管告示第15号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を次のとおり設置したため、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年4月14日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

設置場所

- 1 設置投票区 102
- 2 設置番号 554
- 3 設置住所 秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢20
- 4 設置場所 アートコーヒー隣畑

秋市選管告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年4月15日

- 1 50分の1の数 5,189人
- 2 6分の1の数 43,237人
- 3 3分の1の数 86,473人

秋市選管告示第17号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙において発行する選挙 公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたの で、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関す る規程(平成14年秋市選管告示第36号)第7条の規定により告示する。

令和5年4月15日

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月16日 午後5時40分

秋市選管告示第18号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名 等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、 公職選挙執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第62条の2第1項の規定 により告示する。

令和5年4月15日

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月16日 午後6時

秋市選管告示第19号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (令和4年法律第84号)第1条第1項の規定に基づき、任期満了による秋 田市議会議員一般選挙を次のとおり行うので、同法第2条第1項第4号の 規定により告示する。

令和5年4月16日

- 1 選 挙 の 期 日 令和5年4月23日
- 2 選挙すべき議員の数 36人

秋市選管告示第20号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項第3号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第127条第1項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

選挙運動に関する支出金額の制限額 候補者1人あたり 5,810,300円

秋市選管告示第21号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年4月16日

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1	令和5年4月17日から
	号	令和5年4月22日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市楢山字長沼27番地	令和5年4月17日から
	3	令和5年4月22日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁	令和5年4月17日から
	目 1 番 1 号	令和5年4月22日まで
秋田市北部市民サービス	秋田市土崎港西五丁目3	令和5年4月17日から
センター	番 1 号	令和5年4月22日まで
秋田市西部市民サービス	秋田市新屋扇町13番34号	令和5年4月17日から
センター		令和5年4月22日まで
秋田市河辺市民サービス	秋田市河辺和田字北条ケ	令和5年4月17日から
センター	崎38番地2	令和5年4月22日まで
秋田市雄和市民サービス	秋田市雄和妙法字上大部	令和5年4月17日から
センター	48番地 1	令和5年4月22日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原	令和5年4月17日から
	34番地 1	令和5年4月22日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62	令和5年4月17日から
	番地 2	令和5年4月22日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1	令和5年4月19日
	号	

秋市選管告示第22号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月16日

期日前投票所名	開閉時刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで(1時間30分繰り下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで(1時間30分繰り下げ)
秋田市北部市民サービス センター	午前8時30分から午後6時まで(2時間繰り上げ)
秋田市西部市民サービス センター	午前8時30分から午後6時まで(2時間繰り上げ)
秋田市河辺市民サービス センター	午前8時30分から午後5時まで(3時間繰り上げ)
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで(3時間繰り上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで(3時間繰り上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで(3時間繰り上げ)
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで
	(2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ)

秋市選管告示第23号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第24号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第25号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月16日

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第26号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第27号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和5年4月16日

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号 秋田市立体育館
- 2 日時 令和5年4月23日 午後9時15分から

秋市選管告示第28号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務は、 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定に基づき、選挙 会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告 示する。

令和5年4月16日

秋市選管告示第29号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年4月16日

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号 秋田市立体育館
- 2 日時 令和5年4月23日 午後9時15分から

秋市選管告示第30号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長および その職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条 第3項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規 定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和5年4月16日

- 1 選挙長秋田市 古 谷 薫
- 2 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市 阿 部 保 孝

秋市選管告示第31号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者を、 次のとおり変更選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第25条の規定により告示する。

令和5年4月20日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

秋田市第98投票区(下諸井児童館)

新 秋田市 安 藤 輝 生

旧 秋田市 高 橋 孝 一

秋市選管告示第32号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙において当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第101条の3第2項の規定により告示する。

令和5年4月24日

秋田市議会議員一般選挙 当選人一覧

No.	届出順	当選者氏名	住所
1	1	小松 健	秋田県秋田市八橋大沼町15番30号
2	2	小野寺 誠	秋田県秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地6
3	3	石塚 秀博	秋田県秋田市仁井田字大野143番地3
4	4	武田 正子	秋田県秋田市桜ガ丘一丁目8番地2
5	5	荻原 貴幸	秋田県秋田市寺内堂ノ沢二丁目10番12号
6	6	菊地 格夫	秋田県秋田市新屋松美ガ丘北町8番30号
7	7	見上 万里子	秋田県秋田市手形山中町10番16号
8	8	飯牟礼 克年	秋田県秋田市牛島東四丁目5番32号
9	10	安井 誠悦	秋田県秋田市中通四丁目1番52号 サンハロー秋田駅前406号
10	11	後藤 良	秋田県秋田市手形山南町3番25号
11	14	佐藤 哲治	秋田県秋田市河辺岩見字萱森29番地1
12	15	花田 清美	秋田県秋田市仁井田本町一丁目15番3号
13	16	川口 雅丈	秋田県秋田市中通六丁目15番13号
14	18	伊藤 一榮	秋田県秋田市四ツ小屋字笹葉 9 番地
15	21	渡辺 正宏	秋田県秋田市山王中園町11番40号
16	23	佐藤 純子	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地
17	24	小木田 喜美雄	秋田県秋田市牛島南二丁目1番13号
18	26	佐藤 宏悦	秋田県秋田市上北手大戸字関上218番地1
19	27	菅原 琢哉	秋田県秋田市飯島鼠田三丁目5番19号
20	28	佐藤 佳人	秋田県秋田市下新城長岡字毛無谷地316番地9
21	30	工藤新一	秋田県秋田市御野場四丁目10番9号
22	32	藤枝 隆博	秋田県秋田市新屋大川町16番1号
23	33	伊藤 巧一	秋田県秋田市雄和種沢字沼田47番地
24	35	牧野 守	秋田県秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番38号 グランモア堂ノ沢201号
25	36	工藤知彦	秋田県秋田市雄和新波字竹ノ花37番地1
26	37	工藤 潤平	秋田県秋田市新屋扇町13番8号
27	38	藤井 翼	秋田県秋田市外旭川字水口92番地5
28	39	藤田 信	秋田県秋田市東通五丁目2番10号
29	40	船木 純	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番13号
30	41	奈良 順子	秋田県秋田市土崎港中央一丁目8番27号
31	43	細川 信二	秋田県秋田市土崎港中央一丁目15番7号
32	44	若松 尚利	秋田県秋田市手形字大沢44番地13
33	45	小林 一夫	秋田県秋田市下浜羽川字二十町73番地
34	46	熊谷 重隆	秋田県秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地2
35	47	倉田 芳浩	秋田県秋田市土崎港中央一丁目12番18号
36	48	安井 正浩	秋田県秋田市泉中央五丁目1番3-903号

選挙長告示第1号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第4条の2の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市議会議員一般選挙 選挙長 古 谷 薫

- 1 令和5年4月16日 午前8時30分から正午まで 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 正庁
- 2 令和5年4月16日 正午から午後5時まで秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局

選挙長告示第2号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市議会議員一般選挙 選挙長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月20日 午後5時30分から

選挙長告示第3号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第11項の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市議会議員一般選挙 選挙長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋田市農委告示第4号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) 第5条の規定に基づき、秋田市における農地等の権利移動の制限に関して、 秋田市農業委員会が定めた下限面積の別段の面積を下記のとおりとするの で、告示する。

令和5年4月1日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 秋田市の農地等の権利移動の制限に関して定めた、次の下限面積の別段の面積を廃止する。
 - (1) 平成23年秋田市農委告示第7号による別段面積
 - (2) 令和3年秋田市農委告示第10号による別段面積
- 2 廃止日は、令和5年4月1日とする。

秋田市農委告示第5号

令和5年4月19日午後2時秋田市中央市民サービスセンター洋室4に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年4月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画(令和5年度第1号計画)に関する件
- 4 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件
- 5 令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する件

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき実施する令和5年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月14日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア	生後2月から生後90	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰
百日せき	月に至るまでの間に	白髄炎および破傷風について同時
急性灰白髄炎	ある者	に行う場合は、沈降精製百日せき
破傷風		ジフテリア破傷風不活化ポリオ混
第1期		合ワクチン (四種混合ワクチン)
		を使用し、初回接種については20
		日以上の間隔をおいて3回、追加
		接種については初回接種終了後6
		月以上の間隔をおいて1回、それ
		ぞれ皮下に注射するものとし、接
		種量は毎回0.5ミリリットルとす
		る。
		(2) ジフテリア、百日せきおよび破
		傷風について同時に行う第1期の

		予防接種は、沈降精製百日せきジ
		フテリア破傷風不活化ポリオ混合
		ワクチン又は沈降精製百日せきジ
		フテリア破傷風混合ワクチン(三
		種混合ワクチン)を使用し、20日
		以上の間隔をおいて3回、追加接
		種については初回接種終了後6月
		以上の間隔をおいて1回、それぞ
		れ皮下に注射するものとし、接種
		量は毎回0.5ミリリットルとす
		る。
		(3) 不活化ポリオワクチンの予防接
		種は、(1)と同じ接種方法および
		回数とする。
ジフテリア	11歳以上13歳未満の	沈降ジフテリア破傷風混合トキソ
破傷風	者	イドを1回皮下に注射するものと
第2期		し、接種量は0.1ミリリットルとす
		る。
麻しん	生後12月から生後24	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワク
風しん	月に至るまでの間に	チン又は乾燥弱毒生麻しんワクチン
第1期	ある者	もしくは乾燥弱毒生風しんワクチン
		を1回皮下に注射するものとし、接
		種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん	5歳以上7歳未満の	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワク
風しん	者(小学校就学の始	チン又は乾燥弱毒生麻しんワクチン
第2期	期に達する日の1年	もしくは乾燥弱毒生風しんワクチン
	前の日から当該始期	を1回皮下に注射するものとし、接
	に達する日の前日ま	種量は0.5ミリリットルとする。
	での間にある者)	
日本脳炎	生後6月から生後90	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

第1期	月に至るまでの間に	を、初回接種については6日以上の
	ある者	間隔をおいて2回接種し、追加接種
		については2回目の接種終了後6月
		以上の間隔をおいて1回皮下に注射
		する。接種量は毎回0.5ミリリット
		ルとする(3歳未満の者にあって
		は、接種量を0.25ミリリットルとす
		る。)。
日本脳炎	9歳以上13歳未満の	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを
第2期	者	1回皮下に注射するものとし、接種
		量は0.5ミリリットルとする。
結核	1歳に至るまでの間	経皮接種用乾燥BCGワクチンを
(BCG)	にある者	上腕外側の中央部に滴下し、管針に
		より1回行うものとし、2箇接種と
		する。
H i b 感染症	生後2月から生後60	(1) 生後2月から生後7月に至るま
	月に至るまでの間に	でに接種開始する場合(標準的接
	ある者	種方法)
		ア 初回接種については27日(医
		師が必要と認めた場合は20日)
		以上、標準的には27日から56日
		までの間隔をおいて3回接種。
		2回目、3回目の接種は生後12
		月に至るまでに行うこととし、
		超えた場合は行わないこと(追
		加接種は接種可能。初回接種の
		最後の接種終了後27日以上、医
		師が必要と認めた場合は20日以
		上の間隔をおいて1回接種)。
		イ 追加接種は、初回接種の最後

の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1 回接種すること。

- (2) 生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまでに接種開始す る場合
 - ア 初回接種については27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回接種。2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた接種では行わないこと(追加接種の最後ででは行わないこと(追加接種の接種ので後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種)。
 - イ 追加接種は初回接種の最後の 接種終了後7月以上、標準的に は13月までの間隔をおいて1回 接種すること。
- (3) 生後12月に至った日の翌日から 生後60月に至るまでに接種開始す る場合

接種は1回とする。

(4) (1)から(3)までのワクチンは、 いずれも乾燥ヘモフィルス b 型ワ クチンを使用し、接種量はそれぞ れ毎回0.5ミリリットルとし皮下 に注射する。 小児の肺炎球 生後 2 月から生後60 (1) 生後 2 月から生後 7 月に至るま 菌感染症 月に至るまでの間に ある者

- でに接種開始する場合(標準的接 種方法)
 - ア 初回接種は、標準的には生後 12月までに27日以上の間隔で3 回接種。ただし、初回2回目、 3回目の接種は生後24月に至る までに行うこととし、それを超 えた場合は行わないこと。ま た、初回2回目の接種は生後12 月に至るまでに行うこととし、 超えた場合は初回3回目の接種 は行わないこと(追加接種は実 施可能)。
 - イ 追加接種は初回接種終了後60 日以上の間隔をおいて、生後12 月に至った日以降に1回接種。 標準的には生後15月に至るまで の間に行う。
 - ウ アおよびイの接種回数は、計 4回までとする。
- (2) 生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまでに接種開始す る場合
 - ア 初回接種は、標準的には生後 12月までに27日以上の間隔で2 回接種。ただし、初回2回目の 接種は生後24月に至るまでに行 うこととし、それを超えた場合 は行わないこと(追加接種は実

施可能)。

- イ 追加接種は、生後12月に至っ た日以降に、初回接種終了後60 日以上の間隔をおいて、1回接 種すること。
- ウ アおよびイの接種回数は、計 3回までとする。
- (3) 生後12月に至った日の翌日から 生後24月に至るまでに接種開始す る場合

60日以上の間隔をおいて2回ま での接種とする。

(4) 生後24月に至った日の翌日から 生後60月に至るまでに接種開始す る場合

1回までの接種とする。

(5) (1)から(4)までのワクチンは、 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン を使用し、接種量はそれぞれ毎回 0.5ミリリットルとし、皮下に注 射する。

染症

マウイルス感 る年度の初日から16 歳となる日の属する 年度の末日までの間 にある女子

> 【キャッチアップ接種】 平成9年4月2日か ら 平成19年4月1 日までの間に生まれ

ヒトパピロー 12歳となる日の属す (1) 組換え沈降 2 価ヒトパピローマ ウイルス様粒子ワクチンを使用す る場合は、1月の間隔をおいて2 回接種した後、初回1回目の接種 から6月の間隔をおいて1回行 う。ただし、当該方法をとること ができない場合は、1月以上の間 隔をおいて2回接種した後、1回 目の接種から5月以上、かつ2回 た女子

目の接種から2月半以上の間隔を おいて1回行う。接種量は毎回 0.5ミリリットルとし、筋肉内に 接種する。

(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとるの間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5まリリットルとし、筋肉内に接種

する。

- (3) 組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、以下のいずれかのは、第1回目の接種時に12歳となるに至める年度の初日から15歳に対して多いである者に対して対してある者に限る。)に接種する。
 - ア 標準的な接種方法として、6 月の間隔をおいて2回行うこと。 ただし、当該方法をとることが できない場合は、5月以上の間

		隔をおいて2回行うこと。
		イ 標準的な接種方法として、2
		月の間隔をおいて2回行った後、
		1回目の接種から6月の間隔を
		おいて1回行うこと。ただし、
		当該方法をとることができない
		場合は、1月以上の間隔をおい
		て2回行った後、2回目の接種
		から3月以上の間隔をおいて1
		回行うこと。
水痘	生後12月から生後36	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用
	月に至るまでの間に	し、生後12月から生後15月に達する
	ある者	までの期間を標準的な接種期間とし
		て、1回目の接種を行い、2回目
		は、3月以上、標準的には6月から
		12月までの間隔をおいて接種するも
		のとする。接種量は、毎回0.5ミリ
		リットルとし、皮下に注射する。
B型肝炎	1歳に至るまでの間	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27
	にある者	日以上の間隔をおいて2回皮下に注
		射した後、第1回目の注射から139
		日以上の間隔をおいて1回皮下に注
		射するものとし、摂取量は、毎回
		0.25ミリリットルとする。
ロタウイルス	(1) 1 価	経口弱毒生ヒトロタウイルスワク
感染症	出生6週0日後	チンを27日以上の間隔をおいて2回
	から出生24週0日	経口投与するものとし、接種量は毎
	後までの間にある	回1.5ミリリットルとするか、又は
	者	5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチ
	(2) 5 価	ンを27日以上の間隔をおいて3回経

出生6週0日後 口投与するものとし、接種量は毎回 から出生32週0日2ミリリットルとする。 後までの間にある 者 インフルエン (1) 65歳以上の者 インフルエンザの定期予防接種は ザ (2) 60歳以上65歳未 インフルエンザ H A ワクチンを毎年 満の者であって、 |度1回皮下に注射するものとし、接 心臓、じん臓又は 種量は0.5ミリリットルとする。 呼吸器の機能に自 己の身辺の日常生 活活動が極度に制 限される程度の障 がいを有する者お よびヒト免疫不全 ウイルスにより免 疫の機能に日常生 活がほとんど不可 能な程度の障がい を有する者(身体 障害者手帳1級所 持者) 高齢者の肺炎 (1) 65歳の者 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接 球菌感染症 (2) 60歳以上65歳未 種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカ 満の者であって、|ライドワクチンを1回、筋肉内又は 心臓、じん臓又は 皮下に注射するものとし、接種量 呼吸器の機能に自しは、0.5ミリリットルとする。 己の身辺の日常生 活活動が極度に制 限される程度の障 がいを有する者お

よびとり免疫不全 ウイルスに日常生 ウの機能に日常で がほとんがほとんが にはどが を有する者 (身本) 持者)

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

令和5年10月1日から令和6年2月29日までの間で各受託医療機 関が定める実施日

イ ア以外の予防接種

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で各受託医療機 関が定める実施日

(2) 場所

別表(省略)のとおり

- 3 予防接種の対象者から除かれる者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあっては、妊娠していること が明らかな者
 - (6) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防 接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者

- の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症 の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(そ の治療が完了した者を除く。)又は重症複合免疫不全症の所見が認め られる者
- (9) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあっては、既に 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したこと がある者
- (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫 不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- 5 各予防接種における個別の留意事項
 - (1) 日本脳炎
 - ア 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。) 附則第2条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であって、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者(生後6月から90月まで、又は9歳以上13歳未満にある者)とする。

(7) 実施規則附則第2条第1項関係

残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種する。 第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。

(4) 実施規則附則第2条第1項関係

残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第2条第2項関係

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、 6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追 加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年 を経過した時期に1回接種する。

- イ 実施規則附則第3条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4 月2日から平成19年4月1日までに生まれた者であって、20歳未満 にある者(平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1 期、第2期の接種が行われていない可能性がある者)とする。
 - (ア) 実施規則附則第3条第1項関係

残り3回の予防接種を行う場合(第1期の初回接種を1回受けた者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(4) 実施規則附則第3条第1項関係

残り2回の予防接種を行う場合(第1期初回接種が終了した者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り1回の予防接種を行う場合(第1期の予防接種が終了した

者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、 9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第3条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

- ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者
- イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛 や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

- ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。
- イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワク チンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみ なすこと。
- ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に 2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接 種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月 以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行う

こと。

(4) ロタウイルス感染症

ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。 このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。

- イ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に 説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。
- ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症 を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受 けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。
- (5) 高齢者の肺炎球菌感染症

平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間は、65歳、70歳、 75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初 日から当該年度の末日までの間にある者を加え、接種の対象者とする。

6 予防接種料金

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、 日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピロ ーマウイルス感染症、水痘、B型肝炎およびロタウイルス感染症の各 定期の予防接種

無料

(2) インフルエンザ

各医療機関が設定する接種料金から委託料2,625円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は委託料3,225円を上限とし差し引いた額とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料5,251円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は各医療機関が設定する接種料金か

ら6,251円を上限とし差し引いた額とする。ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和5年度第1号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に掲げる道路 として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則 (昭和48年秋 田市規則第12号) 第31条の規定に基づき、公告する。

令和5年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名秋田市飯島字平右衛門田尻247番地2秋田林業ホーム株式会社代表取締役 鈴 木 秀 秋
- 2 道路位置指定箇所秋田市横森二丁目72番1および97番2
- 3 道路幅員 6.00メートル
- 4 道路延長 43.49メートル
- 5 指定年月日および番号令和5年4月28日 第1号

秋市選管公告

令和4年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により公告する。

令和5年4月28日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

令和4年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	令和4年4月4、7日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会
	委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市中通五丁目1-19
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、76、77投票区の選挙人
	名簿登録者

2

閲覧の年月日	令和4年4月26日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社
中田有の氏石	
	会 長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって	東京都中央区銀座5丁目15番8号
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	意 識 調 査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第18、19投票区の選挙人名簿
	登 録 者

閲覧の年月日	令和4年5月11、12日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研
	代表取締役 伊藤 兵一
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和4年6月9、10日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会
	委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市中通五丁目1-19
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37~40、76、77投票区の選
	举 人 名 簿 登 録 者

閲覧の年月日	令和4年8月16日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社
	会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって	東京都中央区銀座5丁目15番8号
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6投票区の選挙人名簿登録
	者

閲覧の年月日	令和4年8月16、17、22日
申出者の氏名	佐藤 純子
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋 田 市 第 105~ 121投 票 区 の 選 挙 人 名
	簿 登 録 者

閲覧の年月日	令和4年8月23日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社
	会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって	東京都中央区銀座5丁目15番8号
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、33、34投票区の選挙人
	名簿登録者

閲覧の年月日	令和4年8月24~26、29日
申出者の氏名	秋田大学自殺予防総合研究センター
	尾野 恭一
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市手形学園町1-1
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	意 識 調 査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和4年8月30、31日、同年9月
	2、5~7日
申出者の氏名	阿部 義人
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2、3、19、75、89投票区
	の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和4年9月8日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社
	社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあって	東京都港区東新橋1-7-1
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋 田 市 第 18、 28、 40、 53、 56、 77、
	83投票区の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和4年10月5日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部
	世論調査部長湯本浩司
申出者が法人である場合にあって	東京都千代田区大手町1-7-1
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第19投票区の選挙人名簿登録
	者

閲覧の年月日	令和4年10月17、18日
申出者の氏名	一般財団法人秋田経済研究所
	理事長 湊屋 隆夫
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市山王三丁目2-1
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1~89投票区の選挙人名簿
	登録者

閲覧の年月日	令和4年11月25日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社
	世論調査部長 宮崎 太介
申出者が法人である場合にあって	東京都中央区築地5-3-2
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第19、40投票区の選挙人名簿
	登 録 者

閲覧の年月日	令和4年12月5~7日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会
	委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市中通五丁目1-19
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6投票区の選挙人名簿登録
	者

閲覧の年月日	令和5年1月11日
申出者の氏名	大池 幸彦
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13、16、17、83投票区の選
	举人名簿登録者

閲覧の年月日	令和5年1月19日
申出者の氏名	大池 幸彦
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13、83投票区の選挙人名簿
	登録者

閲覧の年月日	令和5年2月22、24日
申出者の氏名	大池 幸彦
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13投票区の選挙人名簿登録
	者

閲覧の年月日	令和5年2月28日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社
	会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって	東京都中央区銀座五丁目15番8号
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第4投票区の選挙人名簿登録
	者

閲覧の年月日	令和5年3月7、9、10日
申出者の氏名	小林 正光
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1、2、4~9、11、13、
	14, 16~19, 27, 28, 30, 33, 34,
	$37 \sim 40$, $51 \sim 58$, 60 , 62 , 63 , 70 ,
	$74 \sim 80$, $83 \sim 89$, 101 , 103 , 105 ,
	118投票区の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和5年3月17日
申出者の氏名	小林 正光
申出者が法人である場合にあって	
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2、8、12、14、16~18、
	27, 31, 36, 56, 57, 59, 60, 64,
	75、78、79、81、86、120、121、投
	票区の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和5年3月22日
申出者の氏名	桜田ゆう子を応援する会
	櫻 田 憂子
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市御野場1-1-9
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、40、76、77、86投票区
	の選挙人名簿登録者

閲覧の年月日	令和5年3月27日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会
	委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあって	秋田県秋田市中通五丁目1-19
は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37~40投票区の選挙人名簿
	登 録 者